

美味しいお酒の法と政策

～危機に直面する世界の酒類・ワイン市場～

第42回 ▶ 「税制改正、飲酒人口の変化と酒類危機」 -その1-

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

〔1〕本年度の研究会のテーマは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をはじめ、各種災害等によりワインのみならず酒類市場が直面する危機を多角的に検討することである。そこで、筆者は、2回にわたり、酒税の税制改正、人口問題を切り口として、これを検討する。今回はワインとは離れるが、まずは酒税の根拠といわゆる「ビール税30年戦争」について考える。

〔2〕酒税の課税根拠は何であろうか？従来からいわれてきた説を大別すると、①垂直的公平説、②ピグー税説、③超過負担の最小化説の3つがある。

①の「垂直的公平説」とは、租税の公平原則からくるもので、垂直的公平を保つため、主として奢侈品ないしは比較的高価な便益品や趣味・娯楽品等の消費に示される「担税力」に着目し課税するという説である。しかし、納税者はたとえば100円台の安価なビール系飲料や数百円のワインにつき、垂直的担税力への公平課税のもと、酒類の奢侈性を謳われて（もちろん高価な酒はあるが）、課税されるという理屈にはもはや納得しない。

そこで、最近では、酒類の過度の消費は、国民保健上又は社会道徳上、害をもたらすことは否めず、その結果として、種々の社会的費用を生ぜしめることになるので、ある程度の消費の抑制を図る観点から、いわゆる②「ピグー税説」の観点から酒税課税の妥当性を説く。しかし、一般的な酒類の消費の全てが、経済に対する負の外部性をもたらすものではなく、また、飲酒と社会的費用の発生との正確な測定ができていないので、ピグー税説への全面的支持は筆者を含め、難しいところである。

また、③の「超過負担の最小化説」は、経

済学的アプローチからくるもので、マズグレイブは、租税は効率的な市場における経済上の決定に対する干渉を最小にするよう選択されるべきで、そのような干渉は「超過負担」を課すことになるが、超過負担は最小限にとどめなければならないという。この超過負担を最小化するためには、価格弾力性が低い財（値段が上がっても消費を減らすことができない財）への課税を行うべきことになり、酒類は非弾力的であり、課税への重課にも耐えられるというのが③の説である。しかし、この説も、需要と供給の理論から、直ちに価格弾力性が低い財につき課税（しかも重課）を正当化するものではなく、以上の3説をもってしても、消費者が理解できる酒税への課税根拠というのは、実はないのである。

〔3〕このように酒税に対する積極的な課税根拠が曖昧な中で、特に問題となったのが、いわゆる「ビール税30年戦争」といわれるビールへの課税問題である。「ビール税30年戦争（又は20年戦争）」とは、ビールメーカーと国税当局との間で繰り広げられた30年にも及ぶ商品開発と税制改正の攻防戦のことである。ことの発端は平成6（1994）年に、サントリーが発売した「ホップス」が、当時の酒税法上のビールの定義が「原料全体に占める麦芽使用料が3分の2以上」であることから、この定義規定から外れる麦芽の割合を65%に抑えて「発泡酒」を製造したことに始まる。この発泡酒の発明のおかげでドル箱であったビールの税収が落ち込むことから、国税当局は、「麦芽使用比率50%以上67%未満の区分」の酒税をビールと同一にするという姑息な反撃を行った。そして、さらにビールメーカーは、この適用を回避するため、より低税率の「第3のビール（新ジャンル商



＜当時のサッポロビールHPより。吹き出しは筆者＞

品)』へと美味しさと低価格を追求し、開発に成功して行くのである。

ここで、さらに事件が起こり、訴訟にまで至ったのが、『サッポロビール極ZERO事件』（第1審：東京地裁平29（行ウ）第159号、平31・2・6判決、控訴審：東京高裁平31（行コ）第64号、令2・2・12判決）である。

本件の争点は、「極ZERO」が、当時の酒税法23条2項3号の「その他の発泡性酒類」のうち、同号口の「発泡酒（政令で定めるものに限る。）にスピリッツ（政令で定めるものに限る。）を加えたもの」（いわゆる第3のビール）に該当するか否かであるが、その中でも、当該製品の製造過程において政令で定めるスピリッツを加える前の極ZEROベース発泡酒が、政令で定める発泡酒として当時の酒税法施行令20条2項に規定する「麦芽及びホップを原料の一部として発酵させたもの」に該当するか否かが争われており、その前提として、同項にいう「発酵」の意義が争われている。

判決文は、当該製品の製造に関する秘密事項ということで、マスキングによる黒塗りだ

らけで、しかも筆者は酒製造に関する専門家ではないので、とてもその判決評釈を行うことができない。第1審東京地裁、控訴審東京高裁の判決とも、いずれもサッポロビールの敗訴に終わっており、判決は結論として、「極ZEROベース発泡酒の全ての原料が投入された後のものについて、アルコール発酵があったとは認められないから、極ZEROベース発泡酒は、酒税法施行令20条2項に定める発泡酒には該当しないというべきである。よって、本件製品は、酒税法23条2項3号口の『発泡酒（政令で定めるものに限る。）にスピリッツ（政令で定めるものに限る。）を加えたもの』に該当せず、同号の『その他の発泡性酒類』に該当しないから、これと同旨の本件各処分認定判断に違法はない。」とし、その税率は1ℓにつき8万円ではなく22万円であるとされたのである。

企業努力と消費者性行を無視し、税収確保のみに執着する酒税は、醜悪以外の何ものでもない。特に現在のビールへの歪んだ課税は、国の危機感の表れであると考える。

一次号へ続くー